

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	313,000 千円 2029.12.31 まで	2021.7.15 ビエンチヤンで (同日)	日本側 竹若敬三在ラオス大使 ラオス側 トンパーン・サレンベツト外務副大臣	2021.8.19 275号
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000 千円 -----	2021.12.20 ビエンチヤンで (同日)	日本側 小林賢一在ラオス大使 ラオス側 ボーサイ・カイカムピトラーン外務副大臣	2022.2.4 58号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。